

よくあるご質問

I.再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業 『利活用』

	質問	回答
応募申請について		
1	複数年度に渡る事業計画で応募することは可能ですか？	単年度事業のみとなります。
補助対象経費について		
2	水素発電機や水素ボイラーを単独で申請することは可能でしょうか。	各設備を単独で申請することができます。
3	改質器付き燃料電池は補助の対象となりますか。	改質器付き燃料電池は補助対象外です。
4	ボイラーの蒸気量の増加を目的として設備の入れ替え（水素ボイラー）を考えています。このような設備の更新は補助対象となるでしょうか。	補助対象となります。 導入する水素ボイラーと同等の能力を持つ一般的な設備との比較によって補助額を算出します。
5	既設のものはボイラーではなく、蒸気を購入していますが、水素ボイラーの導入申請は可能でしょうか。	申請可能です。この場合、導入する水素ボイラーと、この設備と同等の能力を持つ一般的な設備との比較によって補助額を算出します。
6	「水素ボイラー」の新設・増設は補助対象となりますか。	新設、増設ともに補助対象になります。
7	対象事業の要件として、「将来的に再エネ由来等水素への移行の見込みがある場合は、副生水素も対象とする。」と記載がありますが、「将来的に」とは、具体的な移行期間はあるでしょうか。	具体的な移行期間の決まりはございませんが、現状、御社でお考えの見込みを申請書中にお示ください。
8	水素ボイラーの応募を検討しておりますが、付随する水素タンクやボイラー用軟水器は補助対象となりますか。	水素タンク、ボイラー用軟水器は補助対象外になります。
その他留意事項		
9	「一般的な設備との差額」とありますが、「一般的な設備」とはどのようなものになりますか？	当事業で導入される水素利用設備・機器と同等の能力を持った、他エネルギーを利用する設備・機器のことを言います。補助金額の算出に必要なことから「一般的な設備」の見積書の取得も必要となります。 また、CO2削減計算にも利用されますので併せて仕様書もご用意ください。
10	補助事業完了後、二酸化炭素削減効果等について、事業報告書を大臣に提出、とありますが専焼水素ボイラーの場合、化石燃料から水素利用になるので、CO2はゼロになると思いますが、それでも報告は必要でしょうか。	報告は必要です。補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、報告をいただくことになります。

	質 問	回 答
11	既設機器の残置は可能でしょうか。	可能ですが、申請の際に残置理由をお示ください。
12	設備で発電された電力は売電できますか。	売電はできません。